

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年12月2日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第15号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）<u>第6条</u>に規定する施設に勤務し、栄養の管理業務に従事する栄養士</p> <p>(8)・(9) 略</p>	<p>(医療職給料表(二)の適用範囲)</p> <p>第4条 医療職給料表(二)は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 学校又は学校給食法（昭和29年法律第160号）<u>第5条の2</u>に規定する施設に勤務し、栄養の管理業務に従事する栄養士</p> <p>(8)・(9) 略</p>

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。